

統一地方選挙

日時(前半): 4月7日(日)

日時(後半): 4月21日(日)

ちば労連

ホームページ <http://chibarouren.org/> メール chibarouren@axel.ocn.ne.jp

第328号

2019年

3月21日

発行

千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F

電話 043 (225) 5576

FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価20円

第 328 号 URL 版 2019 年 3 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲 1-10-8 自治体福祉センター

電話 043(225)5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

新36協定キャンペーン 長時間労働をなくす

2019年4月「新36協定ルール」が始まります。国民春闘共闘委員会・全労連は、各県労連単位で、長時間労働をなくす社会的キャンペーンを提起しています。千葉労連は、この提起を積極的に受け止め、単産と地域が一体となって、新36協定ルールが始まることと、労働組合の必要性を社会的にアピールする地域街頭宣伝など、目に見える行動を進めます。

時間外・休日労働の上限規制が変わる

労働時間は、1週40時間、1日8時間までと労働基準法第32条で定められています。これを超えて働かせるには、36協定の締結と労基署への届け出が必要です。

今までの労働基準法では、上限規制がなく、行政指導がガイドラインに基づく行政指導のみで、36協定が締結されれば、上限規制はありませんでした。法律的規制がなかったため、労働基準監督署は、形式チェックをして受理するという状況でした。

しかし、2018年6月29日に成立し、70年ぶりに改正された労働基準法では、原則 月45時間、(1日2時間程度の残業)年360時間まで、臨時的な特別の事情無ければ原則どおりとなりました。

特別な事情があつて、労使が合意したとしても年720時間以内、月45時間超えは6ヶ月以内、1月100時間未満、複数月平均80時間以内となっています。

労災過労死の認定基準ライン

この基準は、労災過労死の認定基準ラインです。ここまで働かせたり、こんなに働いていいのか。労働者の命とくらしを守るために、労働組合が、どのような36協定を締結するかがポイントです。命より大切な仕事はありません。特別な事情は、具体的かつ限定的な理由が必要で、たとえば「業務上必要な場合、やむをえない場合」という理由では、労働基準監督署は認めません。さらに36協定の範囲内でも、事業主は安全配慮義務を負うこととなります。

かりに過労死となれば、事業主の安全配慮義務違反となり、民事裁判になる可能性が高く、労災と認定されていれば、最低限、労災補償と同額まで請求され、使用者は敗訴となる可能性が高くなります。健康・福祉の保持、適用除外・猶予事業でも健康・福祉の保持に努める義務があります。 猶予事業の

自動車運転の業務、建設事業、医師であっても、改正法施行 5 年後には、この上限規制が適用されます。

時間上限に収めるには、仕事量を減らすか、労働者を増やすか、いずれの方法しかありません。これらの課題に対して、早急に検討を進めなければならない状況となっています。

この法律に違反した場合は、労基法第 119 条で 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処すとなっています。大企業は 2019 年 4 月から、中小企業は 2020 年 4 月から施行されます。

年 5 日の年次有休休暇の取得を義務付け

これまでの労働基準法では、労働者が自ら申し出なければ年次有給休暇を取得できませんでした。

しかし、改正法では、年 10 日以上有給休暇を付与した場合使用者が労働者の希望を聴き、希望を踏まえて時季を指定して付与した基準日から 1 年以内に 5 日取得させなければならないとなっています。

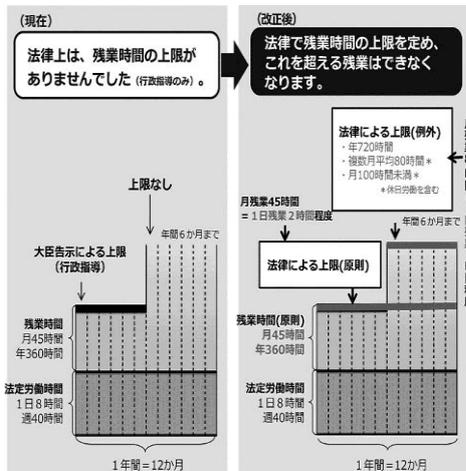
取得させなかった場合は、労働基準法第 120 条で 30 万円以下の罰金、労働者の請求する時季に所定の年次有給休暇を与えなかった場合は、労働基準法第 119 条 6 月以下の懲役または 30 万円以下の罰金となっています。

職場に悪影響の高プロ制度

労働基準法は、労働者が適用除外に同意しても、その意思を否定守らせなければならないものです。

高度プロフェッショナル制度は、①金融商品の開発②ディーリング（資産運用）③アナリスト（市場などの高度な分析）④コンサルタント（高度な考案・助言）⑤研究開発などで年収 1075 万円以上の労働者で、労働者が適用除外に同意したものとされていますが、労働時間法制度の適用除外労働者をつくること、その発想自体が労基法違反であり、導入を絶対阻止させます。

当面、年収要件が高く関係ないと思っている人も多いが、この年収換算 1075 万円を引き下げたらどうなるかを考える必要があります。経団連は、年収 400 万円までの引き下げをねらっています。一度入れたら、同僚や部下にも悪影響が広がりがねない課題、職場には絶対入れず、制度の廃止が求められています。



残業時間の上限を法律で規制することは、70 年前(1947 年)に制定された「労働基準法」において、初めての大改革となります。

県・労働局へ要請 時間給 1500 円以上へ

国民春闘共闘委員会は、統一回答指定日の翌日 3 月 14 日を統一行動日として呼びかけ、全国各地で様々な取り組みがなされました。

千葉県では千葉県医労連が職場でストライキをおこない、賃金や労働条件の向上を訴え、全教千葉が県教委交



長時間労働は正・最賃 1500 円以上
を求め行動

渉をおこない、教員増と長時間労働の是正を求めました。

千葉労連は千葉県に対し、労働者の賃上げや正規職員増、公契約条例の制定、中小企業への支援、野田で起こった児童虐待死事件の再発防止などを要請しました。千葉県は雇用労働課が対応し「要請内容は担当部局に伝える」と回答しました。

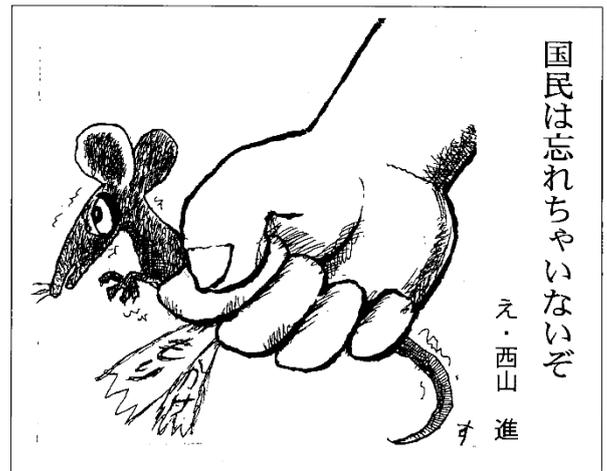
その後、千葉労働局に対し、正規職員増や 36 協定受理にあたっての事業所への適切な指導、千葉県の最賃審議会の公開審議、最賃改定にあたって法の趣旨に沿った審議をおこなうことを求め、要請書を提出しました。千葉労働局とは後日懇談予定です。

夕方は県庁前で宣伝行動をして、長時間労働の是正と最低賃金を時給 1500 円以上に上げる宣伝に 9 人が参加し、30 分で 100 枚のチラシを配りました。

波 涛

労働者にとって組合の存在とはなにかを考えた▼組合に入った頃、組合ってどんな

所なのか。何を目的に活動する所なのか。良く分からずに先輩に言われるままに入ることになり、組合員として 20 年が経過した▼ここ数年で先輩がいなくなり執行部でひたすら活動し、組合活動の楽しさや難しさを実感してきた▼現在、単組の執行委員長でまだまだわからない事ばかりだが気づいた。1 番やらなくてはいけないのは個人の考え方ではなくみんなで話し、みんなで活動し、みんなで団結する事なのだ▼組合員の皆さん、組合に加入していない皆さん、組合のない労働者の皆さん、一緒に大同団結し要求を実現させよう。



【2面】

消費税 10%の増税を阻止しよう

3・13 重税反対統一行動

毎月勤労統計調査の不正が発覚し、労働者の賃金が上がっていなかったことが明らかになりました。安倍政権は消費税を 10%に上げる根拠を失ったにもかかわらず、今年 10 月に引き上げを強行しようとしています。全国各地で消費税 10%への増税は反対の一致点で共同の運動が取り組まれています。



千葉南税務署に向けて行進

千葉労連も参加する千葉県社保協と消費税をなくす千葉県連絡会は、毎月 1 回「社会保障拡充・消費税廃止」の宣伝をしています。

この間の宣伝では特に消費税 10%増税に対する怒りの声が多く、2 月の宣伝では 33 筆、3 月の宣伝では 23 筆の署名が集まりました。通行人からは「今でも苦しいのに消費税上げられたらたまらない」「安倍首相やめてほしい」「軽減税率とかポイント還元で国民に返すと言うがそれなら増税をやめればいい」「増税するなら大企業・富裕層の優遇税制を見直してほしい」という声が寄せられています。

全国で 10 万人が増税反対の声上げる

3 月 13 日を中心に 3・13 重税反対全国統一行動が全国 500ヶ所で開かれ、約 10 万人が参加しました。千葉県では県内 15ヶ所で集会や学習会がおこなわれ、2500人以上が参加し、「消費税 10%への増税は絶対阻止」「複数税率、インボイス制度の導入やめよ」「兵器を爆買いするなら暮らしに回せ」と声を上げました。

政治を変えて暮らしを変えよう

安倍首相には、生活に苦しむ人間の痛みが全く見えていません。賃金が伸び悩む労働者、少ない年金の高齢者、高学費のためバイトに追われる大学生や高校生、「ポイント還元」を強いられる中小業者など、消費税が 10%になったら苦しむ人達がさらに増えます。大もうけしている富裕層と大企業の優遇税制を正せば、消費税に頼らなくても増税分の財源は確保できるという声を聞こうとしません。増税に固執する首相は、無責任の極みで、安倍首相に政権担当の資格はありません。消費税の増税阻止とともに、4月の統一地方選と 7月の参議院選挙で安倍政治を終わらせるたたかいがいよいよ重要です。

共済加入で家計の見直しを 全国から共済拡大交流集會に集結

広げよう、たすけ愛の力！共済で組合員の生活を守ろう！をスローガンとして 2月 17日～18日に、湯河原で第 10回共済拡大全国交流集會が開催され、119人が参加しました。

小田川全労連共済理事長は「昨年の自然災害における共済給付の話为例に助け合いの精神で加入者拡大が重要」と強調しました。

特別講演では、全日本民医連の前専務理事の渡邊氏から「日本政府がアメリカからの圧力により契約者保護の元、自主共済をなくそうとしている。共済の意味合いを考えてほしい」と話しました。

全労連共済から 2大提起

第 1に、「火災共済」拡大キャンペーンについてです。従来は新規加入者で、住宅・家財 50口以上の加入者に 5000円、住宅・家財どちらか 50口以上で 2500円のクオカードが贈呈されていましたが、新制度では、住宅・家財いずれかに加入し、新たにもう一方へ 50口以上の加入をする場合も、2500円のクオカードが 2018年 4月から贈呈されます、と変更されました。

第 2に、個人共済の加入率の低さの突破口として「セット共済」が提案されました。生命・医療・交通災害の種目を組み合わせた「セット共済」で 7つのコースがあります。



よりよい共済に向けての交流集會

「加入しやすさ」と「すすめやすさ」の利点で新規加入者にクオカードが贈呈されます。組合員と家族に共済に興味をもってもらえるきっかけになります。

二日目は、自動車共済の拡大推進合同会議があり、各県の取組報告と実務を迅速に行うアドバイスが本部からされました。

来年は共済の結成 10周年を記念し、2月 23日・24日にレセプションもあり、組合員の生活を楽しみ、活用されるよう、本部と県の担当者も連携を計ります。担当者も連携を計ります。

労働相談一ヶ月 ～障害者の職場実習制度～

Q 36 協定の結び方が変わり、新提案があると思いますが、どこに注意すればいいのでしょうか。障害者施設の就労支援の人から、市役所の仕事で 1 週間の実習期間は交通費、賃金の支払いはないといわれましたが、実習の内容は仕事なのに交通費が出ないというのはおかしいと思います。

A 実際に「仕事」をさせられているなら、賃金が支払われるのは当然です。ブラック企業といわれる会社は、実習や研修、見習いなどと言って賃金を支払わないということがあります。市役所がそんなことをするとは思えず、就労支援の人に聞いてくださいと回答しました。再度、電話があり、実習は制度なので仕方がない、また実習をしたからと言って採用になるわけではないとのことでした。

宮城県のマニュアルがネットにのって「企業にとっては、職場実習を受け入れるにあたり、給与（手当）や交通費などの費用はかかりませんし、障害者の特性や働く能力を知る機会になります」と記載されていました。

さらに千葉県内各市の障害者雇用促進（就労支援）事業の一覧表には、一定期間の実習を受け入れた企業に援助金が交付されます。常用雇用の場合は更に奨励金が交付されます。相談者に、回答に誤りがあったことを謝罪し、調査結果を伝えました。実習制度は、恐らく障害者運動の成果ではありますが、機械的な運用の実態に疑問を感じました。例えば、市役所であれば、一般企業と異なり奨励金の交付を受けることはないのではないか、それなら、仮に実習を行うとしても交通費を負担し、企業に奨励金を交付するなら、実習者に交通費を払うことも出来るのではないかと等々。障害者の方から疑問が出される制度の実態は改善の余地があると思いました。

【中林】